

量類の公正競争規約とはどんなものでしょうか？

《平成 25 年 1 月 量類の表示に関する検討会》

現在、量関係業界においては、「量類の表示に関する検討会」を設置し、景品表示法に基づく公正競争規約の原案の検討を進めています。

景品表示法に基づく公正競争規約制度とは

① 消費者が購入する上で必要な表示、ウソのない表示を消費者に届けるための業界のルール —公正マークは信用のシンボル—

公正競争規約は、消費者保護の観点から適正な商品表示の表示基準及び表示方法を業界で定め、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けて公示され、業界の自主的運営のものにこれを守っていく制度で、関係業者が集まって組織する公正取引協議会によって運営されるものです。

ここでいう表示とは、製品の表示だけでなく、広告、見本、パンフレット、DM、口頭も含まれます。

公正取引協議会に入会し、規約に基づき正しい表示をすれば、取り扱う製品に公正マークをつけることができます。公正マークはウソのない商品のシンボルであり、それによって適正な商品表示を行っていることを消費者に認知させることができます。

現在、多くの業種で公正競争規約が設定され運用されています。入退会は自由ですが、公正競争規約を設定することは、消費者に対し、業界が正しい表示に取り組んでいることの姿勢のアピールになり、業界全体の信用度が増すだけでなく、加入している個々の業者の地域での一層の信用の向上にもつながります。

② 業界の意見、消費者の意見が反映される

公正競争規約は、業界の意見を反映しながら、自主的に定め、関係官庁の認定を受けて実施されます。お役所の押しつけでなく自らの意見を反映することができる点で大きく異なります。

しかし、業界のわがままや虚偽表示などの違法な表示を公式に認知していくものではありません。原則は消費者保護であり、消費者代表、学識経験者、関係官庁など幅広い観点から意見を聞き、消費者意見の反映などのステップを踏んで決定されるものです。

畳類の表示に関する公正競争規約検討原案の要点

1 表示の適用範囲

- ① いぐさ、七島い、化学表、和紙表等
- ② 稲わら畳床、稲わらサンドイッチ畳床、建材畳床
- ③ 畳（貼付け畳含む。厚さ 55 mm 及び 60 mm のもののほか、15 mm 以上のもの含む）
※畳表、畳床は単独で表示するのではなく、畳店が「畳」の表示に集約して表示

2 対象となる表示媒体（主なもの）

畳本体への表示のほか、見本、チラシ、パンフレット、ダイレクトメール、ファクシミリ、口頭による広告（電話によるものを含む。）、ポスター、看板、新聞、放送、インターネットによる広告等。

3 二重価格表示等に関する事項

- ① 二重価格表示に用いる「自店平常価格」は直近 8 週間のうち過半の期間にわたって実際に販売された価格、「市価」は同一地域で相当数の業者が実際に販売している最近時の価格であること。
- ② 割引率又は割引額の算出の基礎となる価格は、客観的・合理的な根拠が必要。
- ③ 二重価格表示の際は、自店販売価格及び比較対象価格の根拠を併せて表示。
注：二重価格表示とは、自店平常価格や市価に比べて何円（何割）割引などの表示をすることをいう。

4 チラシ、広告、見本等における表示義務事項

- ① 販売業者名、住所又は電話番号
- ② 製品の品名、畳表・畳床の素材名及び製造国名（いぐさ原草産地名を併記）
- ③ 畳表にランクを設けている場合はそのランク畳表（JAS の何等に相当するかを併せて表示）
- ④ 一般消費者が支払う材料費を含めた畳工事の総額

5 畳への必要表示事項（必要表示事項はイメージ図をご覧ください）

以下は、イメージ図を補足するものです。

- ① 畳表の「素材」については、「いぐさ」、「紙」、「ポリプロピレン」等と表示。素材が複数原材料からなるときは、使用量が多いものから順に原材料名を表示。天然の原材料を使用している場合は、使用割合（重量比）を表示。
- ② 畳表に表面加工（資材又は薬剤を用いて畳表の表面に施す加工及びいぐさ原草に着色剤で着色して製織すること。）を施した者又は表面加工を施した畳表の輸入者は、表面加工に使用した資材又は薬剤について、組成が明らかな場合は含有量の多い順に成分名を表示。また、資材又は薬剤の安全性について万全を期し、消費者から安全性の説明の要請があった場合は、すぐ回答できるようにしておく。

6 特定用語の使用基準

「最高級」、「極上」又はこれらに類似する品質の優良性を強調する用語は、原料、製造工程、製法等が特別に管理され、その結果他の量類より特に優れていることが明らかなる場合に使用（公正取引協議会があらかじめ審査により認定）

7 不当表示（以下の表示を禁止）

- ① 特定用語の使用基準に合致しない表示
- ② 合理的な根拠なく、特定用語に類似する表示を行い、品質が実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示
- ③ 賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、賞を受け、又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示
- ④ 他の業者又は他の業者の商品を中傷し、又はひぼうすることにより、他の業者の商品より著しく優良であると消費者に誤認されるおそれがある表示
- ⑤ 商品の内容又は取引条件等について、実際のもの又は競争関係にある他の業者の商品より著しく優良又は有利であると消費者に誤認されるおそれがある表示

8 おとり広告に関する表示

実際には取引できない、又は取引する意志のない量であるにもかかわらず、購入することができるかと消費者に誤認されるおそれがある表示をしてはならない。

9 いぐさを原料とする量表のトレーサビリティ（仕組みはイメージ図をご覧ください）

以下は、イメージ図を補足するものです。

- ① 出荷証明書は、入札単位毎又は同一日時に同一相手先と行う一回の取引毎に発行。
- ② 1枚の出荷証明書にかかる量表を分割して売り渡す場合は、分割した枚数と元の枚数及び在庫枚数が明確になるように取引情報等の記録を管理。

10 会員証紙

- ① 適正表示の公正取引協議会会員事業者は、製品表示、広告、店頭等に会員証紙（公正マーク）の表示ができる。
- ② 会員証紙の表示は公正取引協議会が別に定める使用基準による。

11 公正取引協議会

- ① 会員事業者によって構成する。
- ② 業界や消費者への公正競争規約の広報、業者の相談対応、消費者苦情処理、関係官庁との連絡等を行うほか、規約の遵守状況や違反の調査及び措置を行う。

（違反に対する措置の主な手順）

- | |
|---|
| <p>i) 違反の疑い→調査（調査への協力義務）→協力しない場合は警告、警告に従わない場合は違約金又は除名処分
ii) 違反行為があったとき→警告→警告に従わない場合は違約金、除名処分、消費者庁及び公正取引委員会への措置要請
更に協議会は、事業者に警告し、違約金を課し、除名処分をしたときはその旨を消費者庁及び公正取引委員会に報告</p> |
|---|

【畳表の表示】※畳表生産者(or輸入者)が出荷証明書を発行します(畳表とともに流通)

【畳床の表示】※畳床生産者が出荷証明書を発行します(畳床とともに流通)

※原草産地名

出荷証明書
出荷年月日 平成24年00月00日

No. 24-A000001-000001

畳表素材	いぐさ(〇〇県産)
経系の素材	綿・(麻)
畳表製織者住所	△山〇男 〇〇県〇〇市
畳表生産段階での表面加工の有無	有・(無)
表面加工方法・目的・使用資材等	
QRコード	(有)・無

(同一ロット 枚/うち出荷 枚)

畳床の種類or記号	ポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら
防虫加工	加熱・防虫紙・(防虫布)
畳床製造者	(株)ABC
所在地	〇〇県〇〇市
JIS認証の有無 (有る場合は〇、認証番号)	<input type="radio"/> 認証番号[]

※畳表製造者名
(輸入の場合は
輸入者名及び
製織国名)

【畳の表示】※畳業者が、「商品説明書」等に、畳表と畳床の表示を複写して貼付け、更に、自らの住所・氏名を記入して、消費者に提示します

畳に関する商品説明書 No. _____

裏返しの場合は表示不要 お客様氏名 _____ 様 記入又は切貼り

【畳表に関すること】

畳表素材	いぐさ(〇〇県産)
経系の素材	綿・(麻)
畳表製織者住所	△山〇男 〇〇県〇〇市
畳表生産段階での表面加工の有無	有・(無)
表面加工方法・目的・使用資材等	
QRコード	(有)・無

【畳床に関すること】

畳床の種類or記号	ポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら
防虫加工	加熱・防虫紙・(防虫布)
畳床製造者	(株)ABC
所在地	〇〇県〇〇市
JIS認証の有無 (有は〇、認証番号)	<input type="radio"/> 認証番号[]

畳業者自ら記入

【畳に関すること】

製造年月日	平成24年 月 日
畳の製法	(縫着)・接着 (新畳)表替え・裏返し
注:縫着は畳表を畳床に縫い付けたもの、接着は畳表を畳床全面に接着材等で接着したものです。接着したものは裏返しはできません。また、表替えができない場合があります。	
畳店段階での表面加工の有無	(有)・無
表面加工方法・目的・使用資材等 (例)防かびのため〇〇を表面に塗布	
JAS格付の有無	(有)・無
建設業者名	〇〇工務店
畳納入業者名住所	〇〇畳店 〇〇県〇〇町 〇〇 〇〇
事業所代表者	〇〇 〇〇
畳製作技能士資格の有無 (有る場合は〇、登録番号)	<input type="radio"/> 登録番号[]
製造工程管理責任者資格の有無 (有る場合は〇、登録番号)	<input type="radio"/> 登録番号[]
追加情報(認証資格名:)	登録番号[]

表替え、裏返しの場合は表示不要。ただし防虫加工を行った場合は記入



※畳加工・工事に着手する前に消費者に提示し、確認の上、加工・工事を実施。終了後、消費者に渡します。



公正マーク添付イメージ(例示)

出荷証明書

- ①発行は出荷ごと（一取引1枚）
- ②国産は入札単位（60枚以内）毎、輸入は1梱包毎又はインボイスの項目の単位毎にロット番号を付与

出荷年月日 24年00月00月
No 24-A000001-000001

出荷証明書
.....
.....

60枚/全60枚

出荷証明書は畳表とともに流通し、畳店に届く

畳表生産者・輸入者

取引情報の記録 ※5年間保存

出荷記録

- ①出荷年月日/販売先/畳表の種類/出荷枚数
- ②ロット番号/ロット総数/同一ロットの在庫
- ③出荷証明書番号
- ④出荷伝票番号

(イメージ)

- ①00年0月0日 / (株)△△ / 熊本産本間/60枚
- ② Lot.000001 / ロット総数60枚 / ロット在庫0枚
出荷年次 事業者番号 ロット番号

③24-A000001-000001

④No1111

仕入記録

- ①仕入年月日/仕入先/畳表の種類/仕入枚数/
仕入伝票(納品書)番号 → No1111
- ②出荷年次/製織者・輸入者名/ロット番号/証明書発行時の出荷枚数

販売記録

- ①販売年月日/販売先/畳表の種類/販売枚数/
同一ロットの在庫枚数/仕入(納品書)伝票番号
- ②畳店への納品書番号

(イメージ)

- ①24年10月1日 / ○○畳店/熊本産本間/30枚/
在庫30枚 / 在庫に係る仕入伝票No1111
②No9901
- ①24年10月15日 / ○○畳店/熊本産本間/30枚/
在庫0枚 / 在庫に係る仕入伝票No1111
②No9902

流通業者

※畳店で出荷証明書写しと納品書を5年間保存するとともに、畳工事記録簿を作成し5年間保存。

【記録簿イメージ】 ※原則として同一出荷年月日、同一出荷証明書番号ごとに作成

出荷年月日	仕入先	仕入年月日	納品書番号	仕入枚数
24年00月00日	(株)△△	平成24年10月1日	9901	30
出荷証明書番号(1)	仕入先	仕入年月日	納品書番号	仕入枚数
24-A000001-000001	(株)△△	平成24年10月15日	9902	30
	仕入先	仕入年月日	納品書番号	仕入枚数

畳工事				
年月日	消費者名	使用枚数	備忘事項	在庫枚数
24.10.10	A様	10		20
24.10.15	仕入れ			50
24.11.30	B様	6		44

- 1. 畳工事記録簿と流通業者の帳簿を照合し確認することにより、仕入情報が特定され、当該ロットの流通経路が検証できます。
- 2. これを、上流に向かって繰り返すことにより、最初の出荷者のロット管理状況に到達できます。

注) 同一の出荷年月日で同一の出荷証明書番号に記載された出荷枚数は、この出荷証明書を添付して出荷されたときの枚数を表しています。

畳業者

畳類の表示に関する公正競争規約(仮称)検討原案にかかるQ&A《未定稿》

注) Q&Aの内容は、現段階での規約原案における現時点での考え方を示したものであり、今後規約案の検討の過程で変更されることがあります。

Q 1 規約原案では、チラシやパンフレット、DM、インターネット等の表示について、どのように規定されていますか。

A 1 折り込みチラシ等に最低限表示すべき項目は以下のとおりです。さらに、畳表のランクには、JAS規格の何等相当かを併せて表示すること、価格は消費者の支払う総額とすることとしています。

a 販売事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

b 畳表及び畳床の素材名並びに製造国名（いぐさ製畳表の場合は原草産地名を併記）

c 畳表の品名及び畳表にランク設けている場合はそのランク

d 一般消費者が支払う材料費を含めた畳工事の総額（合理的な根拠に基づくものに限る。）

Q 2 チラシやパンフレット、DM、インターネット等における二重価格表示について、どのように規定されていますか。

A 2 比較対象となる「自店平常価格」や「市価」の定義を定め、根拠のない価格を比較対象とすることを禁じています。さらに、それらの根拠も明示することとしています。

また、根拠のない「割引率」又は「割引額」の表示や、割引対象の商品がないにもかかわらず、あるかのような表示も禁じています。

Q 3 消費者が、チラシ等を見て、どの畳店のどの畳表とどの畳店のどの畳表が同等のランクなのかわかるよう畳表の標準的なランクを定めることはできませんか。

A 3 そのような意見は多くありましたが、畳表の品質規格としてJAS規格が存在することや、ランクの基準づくりには多くの時間が必要なことから、当面、JAS規格の何等相当かを表示することとし、今後、公正取引協議会を立ち上げる中で導入の可否も含めて検討したいと考えています。

Q 4 いぐさ原草や畳表の原産地表示はどのようにして検証するのですか。

A 4 まず、原草・畳表の生産者又は輸入者が、原産地、出荷年月日、ロット番号、出荷枚数、当該ロットに含まれる総枚数が書かれた出荷証明書を発行します。また、取引ごとの販売先、販売年月日、ロット番号、出荷枚数、伝票番号を帳簿に控え、5年間保管します。

流通業者は、この出荷証明書は基本的にそのまま販売相手先に渡します（荷を分割する場合は複写可）。加えて流通業者は、仕入れたときの仕入先、仕入年月日、仕入枚数、ロット番号、当該出荷証明書にかかる出荷枚数、当該ロットに含まれる総枚数、仕入伝票番号を控えます。更にそれを販売したときは販売先、販売年月日、販売枚数、納品伝票番号、ロットごとの在庫枚数を帳簿に控え、これを5年間保管します。

畳店には、生産者又は輸入者が発行した出荷証明書がそのまま届きます（途中で荷の分割があった場合は、一部複写）。そこで、畳店は出荷証明書と納品伝票の写しを5年間保管します。加えて、購入した畳表を畳工事に使用したときは、その工事先の名称、工事年月日、使用枚数、在庫枚数を出荷証明書記載の出荷年月日ごと、ロット番号ごとに整理して帳簿に控え、5年間保管します。

これにより、畳表又はいぐさ原草の情報を畳店から流通業者更に生産者・輸入者まで遡ることができるようにしたいと考えています。

なお、いぐさについては、産地判別技術が確立されており、例えば、原産地情報について疑義があった場合は公正取引協議会が当該原草又は畳表の検査を行う等の対応が可能となっています。これらを組み合わせて原産地情報の検証を行うことを想定しています。

Q 5 規約への加入は任意とのことですが、どのようにして多くの業者の加入を促進し、規約の実効性を確保するのですか。

A 5 規約への参加・脱退は任意というのが公正競争規約制度の前提です。

一方、業界では、これまで、消費者が畳を購入する際に当然行われるべき表示や情報提供があまり行われておらず、業界全体の傾向としてその問題意識さえ希薄というのが現状です。

こうした中で、より多くの業者に参加してもらい規約の実効性を高めるためには、業界の意識向上はもちろんですが、購入する側の消費者に対しても、公正競争規約の取組について認知度を高めていくことが重要と考えています。

このため、規約設定前の早い段階から、消費者に対して、畳業界の表示の現状や適正な表示についてのアンケート調査等を実施するなど、積極的に畳の表示に対する消費者の関心を高める取組を行い、その結果として多くの業者の参加を促すような環境を醸成していきたいと考えています。

Q 6 公正マーク（会員証）は品質も保証するものですか。

A 6 公正競争規約は、不当な表示や過大な景品類の提供による顧客の誘因を防止し、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する恐れのある行為を禁止するなどにより、消費者の利益を保護することを目的とした景品表示法に基づき、業者が、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けて、自主的に設定する業界のルールです。

公正マーク（会員証）は、このような目的で設定された公正競争規約を守り、規約に定められた内容を定められた方法により表示しているものに付すことが認められるマーク、言い換えれば、嘘のない表示をしていることを保証するマークで、品質を保証しているものではありません。従って、公正マーク（会員証）が付いていることをもって、品質が保証されているという趣旨の説明をすることはできません。

なお、会員証制度は、元来、それが使用された製品の品質保証の目的を有するものではありませんが、実際の店頭において、会員証使用の有無は、一般消費者の商品選択の優良な指標として定着するほどの社会的評価を受けており、会員証に対するこのような社会的信用からして、会員証を使用した製品は、それ相応の社会的責任を負っているとの自覚を持って取り組むべきであると考えています。

Q 7 畳表 J A S や畳床 J I S など既存の制度とどう違うのですか。

A 7 J A S 規格や J I S 規格は、品質を表す規格基準であり、一定の品質規格基準を満たしていることを保証する制度です。

一方、公正競争規約は、紛らわしくなりがちな表示、消費者にとって間違いやすく、ともしれば不当な表示につながりかねない表示について、業界が、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けて、自主的に表示の基準と表示方法を定めるもので、品質規格基準を定めたものではありません。

また、J A S マーク、J I S マークは一定の品質規格基準を満たしていることを保証するマークですが、公正マークは、嘘のない表示をしていることを保証するマークです。

Q 8 畳に関する知識・技能をもち、製造工程管理が整っているところにつくられた製品であることを表す表示項目を導入できませんか。

A 8 公正競争規約は品質規格基準を定めるものではありませんが、畳については、寸法、歪み等が部屋ごとに異なるため、高い採寸割付けの技術、畳加工・全体仕上げ技術が不可欠であることに鑑み、「畳製作技能士資格の有無及び登録番号」「製造工程管理責任者資格の有無及び登録番号」などの表示項目を設けることを検討しています。（資格の有無という事実関係を表示）

Q 9 規約に参加した場合、どのような手間が考えられますか。

A 9 いぐさ原草・畳表の生産又は輸入者は、出荷に際しロット番号の付与、出荷証明書の発行及びロットごとの在庫管理が必要になります。売買の取引情報の記録・保存は日常行われている範囲と考えています。

流通業者はロットごとの在庫管理が必要になります。（ロット番号の付与及び出荷証明書の発行は必要ありません。）売買の取引情報の記録・保存は日常行われている範囲と考えています。

畳店は、製品表示の消費者への提示、購入した畳表のロットごとの在庫管理が必要になります。なお、製品表示の際には、畳表・畳床の表示部分は出荷証明書の記載内容を複写し切り貼りすることも可能ですし、在庫管理も必要最低限の項目の記録で十分と考えています。

Q10 規約に参加した場合、どのような経済的負担が考えられますか。

A10 規約運用のために業界自らが公正取引協議会を立ち上げて活動する必要があり、そのための経費が必要です。経費は規約参加者全員の会費でまかなうことになります。なお、業界自らが協議会の事業内容や経費を自由に決められるので、工夫次第でそれほど負担にならないようなやり方ができるのではないかと考えています。

【想定される公正取引協議会の業務】
規約の周知や指導、規約の遵守状況や規約違反に関する調査、公正取引マークの承認及び証紙の発行、苦情処理など

Q11 表示は、新畳、表替え、裏返しの場合でどのようになりますか。

A11 表示は新畳、表替え、裏返しの場合で異なります。新畳の場合は畳表、畳床、畳の各欄全て表示します。表替えの場合は畳床の表示はしません。裏返しの場合は畳表及び畳床の表示はしません。ただし、表替え、裏返しの場合であって、畳店が畳床の防虫処理を行った場合は、畳店が畳床の防虫処理の欄を表示します。

Q12 畳表の表面加工に使用した資材・薬剤などの安全性についてはどこが責任をもつことになるのですか。

A12 表示内容については、畳表、畳床、畳の表示をした者（原則としてそれを製造した者又は輸入した者（委託の場合は委託者）が表示することとなっている。）が責任を持つのが基本です。

表面加工の場合は、表面加工した者が使用した資材・薬剤を表示するとともにその安全性に責任を持つこととなりますが、輸入の場合は外国の事業者まで国内のルールを適用できないので、その分輸入者が表面加工の有無及び使用した資材・薬剤の表示をし、その安全性に責任を持たなければなりません。

また、規約原案では、「表示の内容に責任を負う者は、使用された資材又は薬剤の安全性について万全を期すとともに、一般消費者等から安全性に関し説明の要請があった場合は、すぐに回答できるようにしておくものとする。」と定めています。